

## 鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、空き家の利活用に取り組むまちづくり団体等の育成、及び地域における空き家利活用の機運醸成を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対して補助金を交付する同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助事業に要する同表の第4欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）と、同表の第6欄に掲げる補助限度額のいずれか少ない額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行う日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月20日までに事業着手する場合は、4月20日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日（その日が、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を知事が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると知事が確認した日のいずれか早い日以前である場合にあっては、当該いずれか早い日）から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額以外の変更とする。  
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。  
2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。  
3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。  
（1）前条第1項に規定する変更該当しない変更  
（2）間接補助事業の中止又は廃止

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。  
（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日  
（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日  
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。  
3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。  
4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、**輝く鳥取創造本部長**が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

1 事業名	2 補助事業者	3 間接補助事業者	4 間接補助対象経費	5 補助率	6 補助限度額
地域の空き家を活用したまちづくり推進事業	市町村	県内でまちづくり活動を行う団体、自治会、集落単位で活動を行う団体・グループ、県内に主たる拠点をおく特定非営利活動法人、その他市町村が必要と認める住民団体（法人格の有無は問わない）	<p>次に掲げる経費</p> <p>①地域の空き家利活用に向けた調査等に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家による調査・報告等に係る経費</li> <li>・ 先進地事例の調査・報告等に係る経費</li> <li>・ その他調査等に必要経費（委託費、役務費、需用費等）</li> </ul> <p>②地域の空き家利活用に向けた計画策定等に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会の開催等に係る経費</li> <li>・ 専門家への委託に係る経費</li> <li>・ その他計画策定等に必要経費（役務費、委託料、需用費等）</li> </ul> <p>③地域の空き家利活用に向けたワークショップ、勉強会等の開催又は参加に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師に係る謝金、旅費等</li> <li>・ 研修会への参加に要する負担金・旅費等</li> <li>・ その他ワークショップ等の開催に必要な経費（役務費、委託料、需用費等）</li> </ul> <p>④地域の空き家利活用の促進を目的とした団体活動に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口の設置等に係る経費</li> <li>・ 空き家の維持管理活動に係る経費</li> <li>・ その他地域の空き家利活用の促進を目的とした団体活動に必要な経費（役務費、委託料、需用費等）</li> </ul>	市町村負担額の2/3	一間接補助事業者当たり400千円

様式第1号（第4条関係）

年度地域の空き家を活用したまちづくり推進事業（変更）計画書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業の内容

（1）実施予定地域（地区）

（2）事業概要

※団体の概要・件数、補助事業の内容・対象経費等を記載すること

（3）事業費負担区分（単位：円）

県補助金	円
市町村費	円
その他	円

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を（ ）とすること

4 事業実施予定期間

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度地域の空き家を活用したまちづくり推進事業（変更）収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：円）

財源区分	区 分 財源内訳	予 算			決 算 （見込み）
		当 初 議決（予定） 年 月 日	回 補 正 議決（予定） 年 月 日	計	
一般財源					
特定財源	県補助金 その他の財源				
	計				

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

歳出予算（決算）

（単位：円）

科 目	予 算 額			流 用 等 増△減 額	予 算 現 額	支 払 額	繰 越 額	不 用 額	摘 要
	当 初 計上額	補 正 増△減額	計						
(項) (目) (節)									
計									

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

様

職 氏 名 印

年度鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金交付要綱（令和元年8月〇日付第201900130432号地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年度鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業内容

（単位：円）

事業 番号	間接補助事業者	間接補助 対象経費	間接補助金額		概要
				うち県補助金	
1					
2					
3					
合計					

（注） 1 間接補助事業者欄には間接補助金を交付した団体名等を記載すること

4 事業実施期間

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

添付書類

1 様式第4号の別途（「2 事業の内容」欄の事業番号ごとに作成すること）

2 事業実績を確認したことを証明する検査調書の写し等

3 補助対象経費の区分に応じて、事業成果が把握できる下記の資料

ア 調査報告書等

イ 策定した計画書等

ウ ワークショップ等の開催に係るホームページやパンフレット、報告書等

エ 団体活動の状況が分かる写真等

様式第4号の別途

年度鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業箇所別報告書

事業番号	
------	--

1 間接補助事業者の概要

団体名			
代表者名			
所在地			
電話番号		ホームページアドレス等	
活動地域			
活動概要	<p>※団体活動の目的や内容、体制等を記載</p>		

2 事業実績の概要

(単位：円)

活動内容	間接補助対象経費	市町村負担額	経費内訳
合計			

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

職 氏 名



年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税について、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）  
金 円

※ 添付書類

2の金額の積算の内訳書等